

様式

委員会規則第4条第1項に基づく届出書

平成28年9月29日

1. 執行機関の別	2: 教育委員会
2. 都道府県名	滋賀県
3. 市区町村名	大津市
4. 届出番号	1
5. 独自利用事務の事例番号	113-3-1(2)
6. 届出書を公表しているウェブページのアドレス	<a href="http://www.city.otsu.lg.jp/kurashi/myn/1424825068588.html">http://www.city.otsu.lg.jp/kurashi/myn/1424825068588.html</a>

執行機関名 大津市教育委員会

知事等(教育委員会)が行う就学援助に関する事務(小学校・中学校向け、ただし医療費は除く。)

1. 準ずる法定事務の名称と趣旨又は目的の内容等

	(1)法定事務	(2)独自利用事務
①事務の名称	高等学校等就学支援金の支給に関する法律による就学支援金の支給に関する事務であって主務省令で定めるもの	学校教育法(昭和22年法律第26号)による経済的理由によって就学困難と認められる学齢児童又は学齢生徒の保護者に対する援助に関する事務であって教育委員会規則で定めるもの
②番号法別表第1の項	91	
③番号法別表第2の項	113	
④番号法第9条第2項に基づき定める条例の名称及び①の該当部分		大津市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例別表第1 第14の項 学校教育法(昭和22年法律第26号)による経済的理由によって就学困難と認められる学齢児童又は学齢生徒の保護者に対する援助に関する事務であって教育委員会規則で定めるもの
⑤事務の趣旨又は目的が規定されている箇所	高等学校等就学支援金の支給に関する法律(平成二十二年法律第十八号)第1条	大津市就学援助費給付要綱 第1条及び第4条

<p>⑥事務の趣旨又は目的</p>	<p>第一条 この法律は、<u>高等学校等の生徒等</u>がその授業料に充てるために高等学校等就学支援金の支給を受けることができることとすることにより、高等学校等における教育に係る経済的負担の軽減を図り、もって<u>教育の機会均等</u>に寄与することを目的とする。</p>	<p>第1条 この要綱は、<u>教育基本法(平成18年法律第120号)第4条第3項及び学校教育法(昭和22年法律第26号)第19条の規定に基づき、経済的理由によって就学困難と認められる児童及び生徒に対して就学援助を行い、義務教育の円滑な実施に資することを目的とする。</u>  <u>援助費の給付の対象者(以下「給付対象者」という。)</u>は、次の各号のいずれかに該当する児童又は生徒の保護者であって、要保護者又は準要保護者のいずれかに該当するものとする。ただし、生活保護法第13条の規定によりその児童又は生徒に係る教育扶助が行われている場合における当該児童又は生徒の保護者については、援助費のうち、第2条第1号から第4号まで、第6号及び第8号に掲げる項目の給付対象者としな<del>い</del>。  (1) <u>市立小学校若しくは中学校、滋賀大学教育学部附属小学校若しくは中学校又は滋賀県立守山中学校、河瀬中学校若しくは水口東中学校に在学する児童又は生徒で市内に住所を有するものの保護者</u>  (2) <u>市立小学校又は中学校に在学する児童又は生徒で市外に住所を有するものの保護者であって、当該児童又は生徒が住所を有する市町村との協議の上、教育委員会が必要と認めたもの</u></p>
<p>⑦独自利用事務の関連規範</p>		<p>大津市就学援助費給付要綱</p>